

第1章

計画の策定にあたって



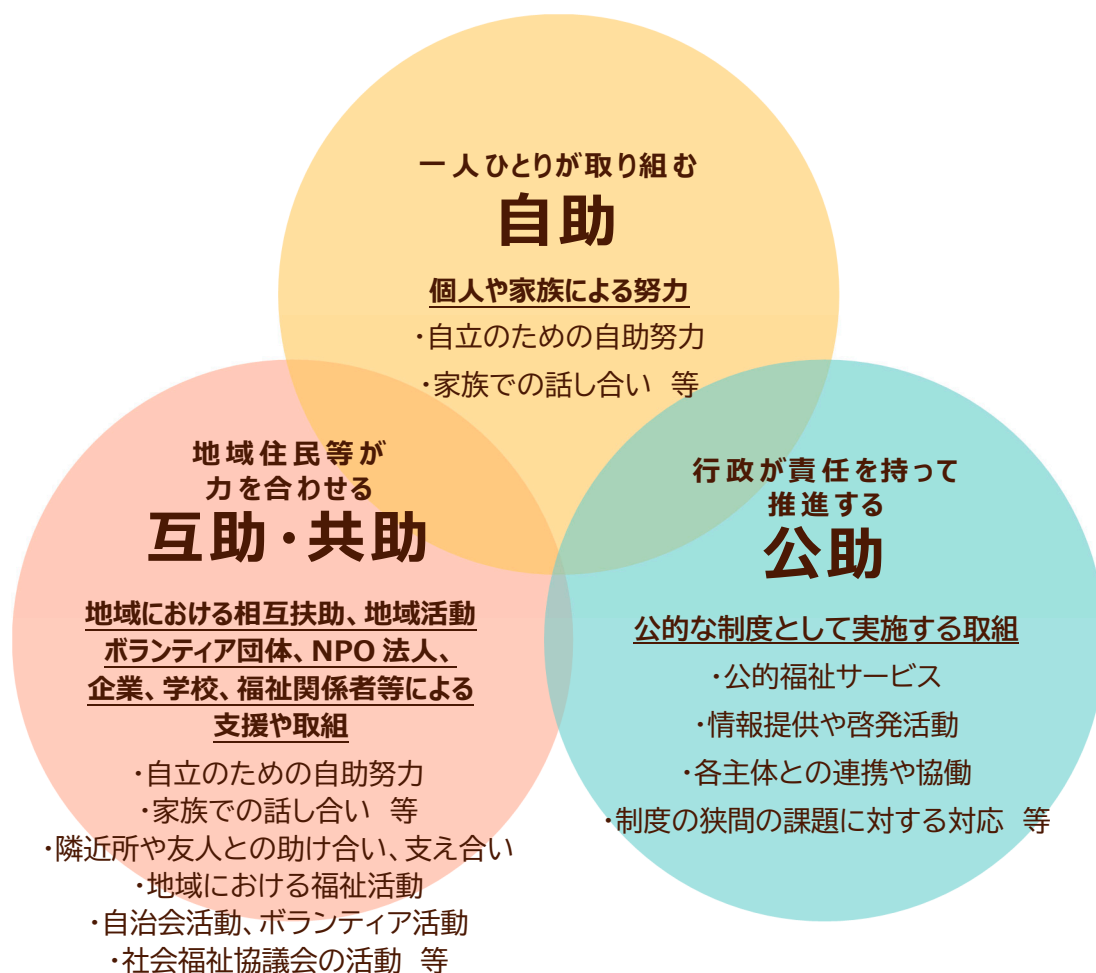
1 地域福祉とは

地域福祉とは、人々が暮らしている生活や経済上の範囲（地域）の中で、そこで暮らす住民等が、地域社会を構成する一員として、社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくることをいいます。

地域住民や地域福祉の活動団体、地域福祉に関わる事業者には、地域住民一人ひとりでは解決することが困難な課題、いわゆる「地域生活課題」で悩む人を発見・把握した場合、支援関係者と連携し、その課題の解決を図ろうとすることで、地域福祉をさらに推進していくことが求められています。

また、行政は、地域住民等と支援関係者のそれぞれの協力が円滑に行われるように、「地域生活課題」を解決するための包括的な支援体制を整備することで、地域福祉を推進していきます。

このように、地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」、「互助・共助」、「公助」のそれぞれが連携し、地域生活課題の解決に向け、それぞれが行動することが重要です。



2 計画策定の背景

近年、地域福祉における生活課題は、価値観の多様化などにより、地域からの孤立、生きづらさ、高齢者や子どもに対する虐待、ごみ屋敷に代表されるセルフネグレクト、ひきこもりや家族が抱える 8050 問題、ダブルケアやヤングケアラー、依存症に関係したメンタルヘルスといったように、課題が複雑化・複合化しています。

国は、複雑化・複合化したそれぞれの課題について、行政の制度・分野ごとの縦割りや、地域住民や地域団体のどちらかが「支え手」や「受け手」であるといった関係ではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指す方向性を示しました。

このことを受け、社会福祉法は 2017（平成 29）年、2020（令和 2）年にそれぞれ改正され、第 4 条には地域福祉の推進について、地域住民や関係する支援関係機関等が連携して地域生活課題を把握し、解決することが法的に位置づけられました。そして、同法第 6 条第 2 項では、この多様な主体が連携して進めていく地域福祉推進の公的責任が明記され、従来まで地域福祉の推進主体として国や地方公共団体が位置付けられていなかった状況が見直されました。

これから目指す地域共生社会には、世代や分野に関わらず、地域に住む一人ひとりが暮らしやすくなるために、住民は地域の取組に参加して地域社会を形成し、行政には支援が必要な人に対して適切な支援が届けられるよう、包括的な支援体制を構築することが求められています。

本市では、2001（平成 13）年度から独自の事業として、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）」という 3 つの基本的な考え方にもとづき、「地域ケアシステム」という地域福祉の仕組みを推進してきました。2020 年以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人が集まること、人と話をするといった「交流」が大きく制限され、地域での孤立や地域のコミュニティが希薄化するといった傾向が加速化し、他者と触れ合う機会が減少してしまいました。2023（令和 5）年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症へ移行したことで、マスクの着用が個人の判断に委ねられるなど、地域活動も少しずつ再開の兆しが見えてきました。

本市の地域ケアシステムを中心とした地域福祉の推進に向けた取組と、社会福祉法により努めることとされた行政の包括的な支援体制は、その目指す方向性において重なる部分が多くありますが、地域住民の価値観の多様化による、複雑化・複合化した様々な地域生活課題に対応し、さらには社会参加に向けた取組をより充実させるために、これまでの地域福祉計画を見直し、新たな「第 5 期市川市地域福祉計画」を策定するものです。

3 地域福祉計画とは

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

2017 年の改正社会福祉法により、任意であった計画の策定は努力義務に変更されるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

【参考】社会福祉法抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

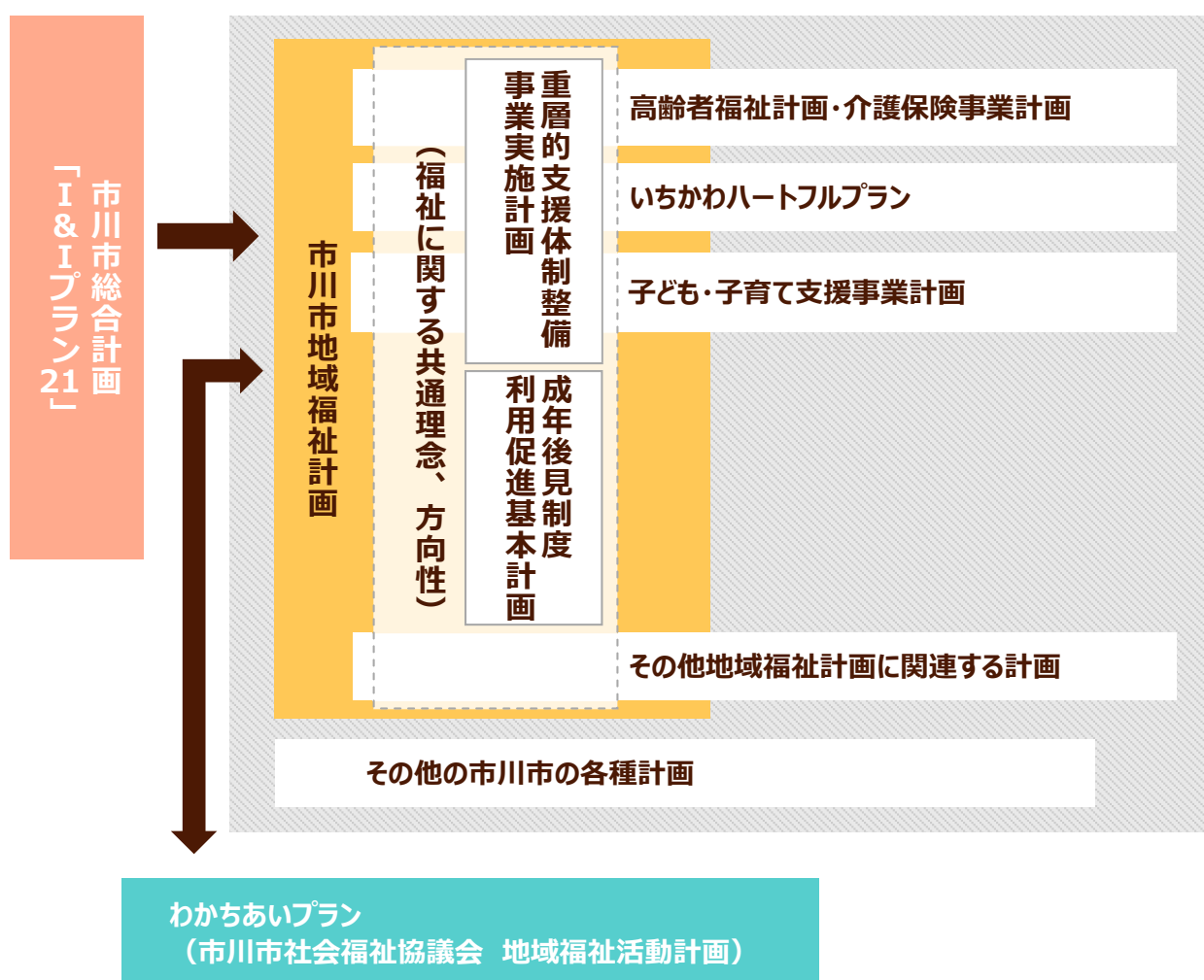
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 市川市地域福祉計画の位置付け

市川市地域福祉計画は、市川市総合計画（I&Iプラン 21）における基本構想（まちづくりの基本理念、将来都市像、まちづくりの基本目標と施策の方向）を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、本市の高齢者、障がい者、子ども等、福祉に関する個別計画に共通する理念や方向性を定めるとともに、福祉分野の横断的な施策を定める計画となります。

また、第5期市川市地域福祉計画は、2023（令和5）年にそれぞれ単独の実施計画として策定した「成年後見制度利用促進基本計画（120 ページ参照）」及び「重層的支援体制整備事業実施計画（124 ページ参照）」を包含する計画です。

さらに、市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した「地区別計画」とも連携し、地域生活課題を速やかに把握し、地域住民とともに解決に向けた検討を行っていきます。



5 市川市地域福祉計画の計画期間

第4期市川市地域福祉計画の計画期間は6年間となっていますが、この理由は、関連性の大きい市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、いちかわハートフルプランの計画期間が3年間となっていることから、

- ・両計画と周期をそろえPDCAサイクルを合わせることが望ましいこと
- ・福祉分野の各計画の上位計画としての位置付けや、地域づくり・住民の意識醸成といった短期間では効果が出にくい施策が中心的なテーマになっていること

の2点を勘案し、計画期間を6年間としたものです。

第5期市川市地域福祉計画もこの考え方を継承し、計画期間は6年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、中間年度である令和8年度に後半3年間分について見直しを行うこととします。

